

促進計画（別紙）

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

1 対象農用地の基準

（1）対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成されている場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

- *旧上郷村、旧上浜村（振興山村地域）
- *旧小出村、旧上郷村（特定農山村地域）
- *旧仁賀保町（過疎地域）
- *旧金浦町（過疎地域）
- *旧象潟町（過疎地域）

イ 対象農用地

（a）急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上、勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

（b）市長の判断によるもの

緩傾斜農用地については、田1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地8度以上15度未満の勾配であり、次の要件を満たすこと。

a) 法指定地域における緩傾斜農用地

b) 秋田県知事が地域の実情に応じて指定する地域で、なおかつ一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担（急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の緩傾斜農用地に限る。）している農用地

2 対象者

認定農業者に準ずる者とは、例えば、にかほ市の地域ごとの「人・農地プラン」において、地域の中心となる経営体として位置付けられている者など地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。

3 その他必要な事項

にかほ市が定める農業生産活動等の体制整備を図るための活動内容の農業生産条件の強化に必要な工種については、次のとおりとする。

(1) ほ場整備

- ・ 畦畔の造成、ほ場進入路の造成、心土破碎、客土・土壌改良材の投入、弾丸暗渠等の簡易な暗渠排水の敷設

(2) 水路工

- ・ 現場施工による用排水路の敷設、水路（コンクリート 2 次製品）の設置、取水、分水施設の新設、更新、ため池の新設・改修

(3) 道路工

- ・ 農道の新設、拡幅、農道の敷砂利舗装、コンクリート舗装